高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を図るため、本市への移住を希望する者に対して高知市UI 孫ターン支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する 条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
 - (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) UIターン 高知県外から住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づくものをいう。 以下同じ。)の異動を伴う本市への転入を行うことをいう。
 - (2) 孫ターン 本市の住民基本台帳に記録(以下「住民登録」という。)があり現に本市に居住している祖父 又は祖母がいる者(本市の住民登録をしたことがない者に限る。)が、高知県外から住民基本台帳の異動を 伴う本市への転入を行うことをいう。
 - (3) 県内企業 高知県に本店若しくは主たる事務所又は支社等を有する事業者(国及び地方公共団体を除く。) をいう。
 - (4) 就職・転職 県内企業に正社員(期間の定めがなく、かつ、1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう。)として就職・転職(転勤、出向又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であることをいう。)していることをいう。ただし、高知県に本店又は主たる事務所を有していない県内企業に就職・転職する場合においては、高知県内への勤務地限定型社員として雇用されている場合に限る。
 - (5) 子育て世帯 高知県外に居住し、かつ、当該居住地の自治体に住民登録されていた世帯であって、本市への転入日(住民基本台帳法に基づく異動日をいう。以下同じ。)に満18歳以下の子ども(出産予定を含む。)を扶養し、同居しているものをいう。
 - (6) 三世代同居等 本市内に、親世帯と子育て世帯が同居、隣居又は近居することをいう。
 - (7) 親世帯 住民登録が現に本市にあり、本事業における子育て世帯の親の世帯をいう。
 - (8) 同居 親世帯と子育て世帯が同一の住宅に住所を有し、居住すること。ただし、親世帯と子育て世帯とが 別世帯でも同居とみなす。
 - (9) 隣居 親世帯と子育て世帯が隣接する敷地にある住宅に住所を有し、居住すること。
 - (10) 近居 親世帯と子育て世帯が本市内にある住宅に住所を有し、居住し、かつ、親世帯と子育て世帯の住宅間の直線距離がおおむね2キロメートル以内であること。
 - (11) 若者 令和7年4月1日以後に本市へUIターンを行っており、かつ本市への転入日において満34歳以下である者。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、当該世帯の代表者とし、次の各号に 掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 令和6年4月1日以後に、本市へUIターンを行っていること。
 - (2) 補助対象者が就職・転職のために、本市へUIターンを行っていること。
 - (3) UIターンを行う前に、本市移住相談窓口へ移住相談を行ったことがあること。
 - (4) 第7条の規定による申請の日(以下「基準日」という)において、本市での居住期間が本市への転入日から起算して1年以内であること。
 - (5) 本市を生活の本拠とし、基準日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
 - (6) 補助対象者又はその配偶者が、本市が指定する移住等に関する調査に回答していること。
 - (7) 日本の国籍を有する者,出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)第2条の2第1項に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特

例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる者に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
 - (2) 市税の滞納がある者
 - (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者
 - (4) 国,地方公共団体若しくは就職・転職先の企業等からこの要綱に基づく補助金と同様の性格があると認められる補助・手当等を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者
 - (5) 高知市二段階移住支援事業費補助金交付要綱(平成30年4月1日制定)に基づく高知市二段階移住支援事業費補助金、高知市地方創生移住支援金交付要綱(令和元年8月14日制定)に基づく高知市地方創生移住支援金若しくは高知市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(令和6年4月1日制定)に基づく高知市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者
 - (6) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者 (補助対象事業)
- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、本市にUIターンを行う事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、事業の実施に当たって規則第4条各号に掲げる者を契約者とする等、当該者を利することとなる行為があった場合は、補助対象事業としない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。),補助率及び補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は補助金限度額のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。 (交付申請の取下げ)
- 第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第10条 補助決定者は、第8条第1項に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(様式第3号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する ものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消すことができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、 この限りでない。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消 しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。 (調査等)
- 第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出 若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第14条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する 年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
 - (高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日制定)は、廃止する。 (高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金については、なお従前の例による。

(高知市UIターン等支援事業費補助金交付要綱の廃止)

- 4 高知市UIターン等支援事業費補助金交付要綱(令和3年1月8日制定)は、廃止する。
 - (高知市U I ターン等支援事業費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 5 施行日前に前項の規定による廃止前の高知市U I ターン等支援事業費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づき交付決定を受けた高知市U I ターン等支援事業費補助金については、なお従前の例による。

(補助対象者の特例)

6 令和5年4月2日から令和6年3月31日までに本市へUIターンをした者のうち、旧要綱第3条に規定する要件を満たし、かつ第3条(同条第1項第1号を除く。)の要件を満たす者については、この要綱の補助対象者とみなす(旧要綱に基づく高知市UIターン等支援事業費補助金の交付申請をしていない者に限る。)。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助金限度額(最大350,000円)			
1 転入に係る荷物の運搬に要する費用(引越事業者への支払に係るものに限る。) 2 定住に係る費用で次のいずれかに係る費用 (1) 不動産取得時の建物に係る登録免許税(建物の名義人が補助対象者又はその配偶者である場合に限る。) (2) 住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料(契約者が補助対象者又はその配偶者である場合に限る。) 3 住宅に係る賃借料(補助対象者が若者に該当し、かつ契約者が補助対象者又はその配偶者である場合に限る。)	10分の 10	基本額 加算額	子育て世帯以外 100,000円		
			子育て世帯 150,000円		
			孫ターン加算 50,000円 ※補助対象者及びその配偶者のUIターンが孫ターンに該 当する場合は、基本額に孫ターン加算額を加えた額を補助 金限度額とする。 三世代同居等加算 50,000円 ※補助対象者が子育て世帯の代表者であり、三世代同居等 に該当する場合は、基本額に三世代同居等加算額を加えた		
			額を補助金限度額とする。 若者加算 ※補助対象者が若者に該当 する場合は、基本額に若者 加算額を加えた額を補助金 限度額とする。	子育て世帯以外 50,000円 子育て世帯 100,000円	

年 月 日

高知市長

様

住 所 申請者 フリガナ 氏 名 (※) (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

高知市U I 孫ターン支援事業費補助金交付申請書

高知市UI孫ターン支援事業費補助金の交付を受けたいので、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、同要綱第3条第2項各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

1 補助金交付申請額

金

円

	補助対象経費	補助金限度額	補助金交付申請額 (①又は②のいずれか少ない 方の額で、1,000円未満の端 数を切り捨てた額)
1 転入に係る荷物 の運搬に要する費用	円	【子育て世帯以外】 □ 100,000円 □ 150,000円 (孫ターン又は若者 のいずれかに該当する場合) □ 200,000円 (孫ターン及び若者	
2 定住に係る費用 □ 不動産取得時 の建物に係る登 録免許税 □ 住宅の賃貸借 契約に係る仲介 手数料	円	に該当する場合) 【子育て世帯】 □ 150,000円 □ 200,000円 (孫ターン又は三世代同居等のいずれかに該当する場合) □ 250,000円 (若者に該当する場	
3 住宅に係る賃借 料(若者に該当す る場合に限る。)	円	 合又は孫ターン及び三世代同居等に該当する場合) □ 300,000円(若者に該当し,かつ,孫ターン又は三世代同居等のいずれかに該当する場合) □ 350,000円(孫ターン,三世代同居等及び若者に該当する場合) 	
合計	円	円	P.

2 住民基本台帳上の異動日(転入日)

年 月 日

3 添付書類

- (1) UIターンの要件の確認について
 - ア 全ての申請者が提出する書類
 - (ア) 高知市U I 孫ターン支援事業調査書
 - (イ) 補助対象者が属する世帯の世帯員全員の住民票の写し(発行から3か月以内のものに限る。)
 - (ウ) 補助対象者及びその配偶者に市税の滞納がないことの証明書(発行から3か月以内のものに限る。)
 - (エ) 補助対象者に係る勤務先での雇用形態を確認できる就業証明書
 - イ 子育て世帯のみ提出が必要な書類
 - (ア) 母子健康手帳の写し(子育て世帯において出産予定がある場合に限る。)
- (2) 補助対象経費の確認について
 - ア 転入に係る費用について
 - (ア) 転入するための荷物の運搬に要する引越事業者への支払額が確認できる領収書等の写し
 - イ 定住に係る費用のうち、不動産取得時の建物に係る登録免許税について
 - (ア) 住宅の名義人が申請者又はその配偶者である建物の登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項 証明書)の写し
 - (4) 不動産取得時の建物に係る登録免許税の額が確認できる司法書士の発行する領収書の写し等
 - ウ 定住に係る費用のうち、住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料について
 - (ア) 賃貸借住宅の契約者が申請者又はその配偶者である賃貸借契約書の写し
 - (イ) 賃貸借住宅の契約に係る仲介手数料の額が確認できる領収書等の写し
 - エ 住宅に係る賃借料について
 - (ア) 賃貸借住宅の契約者が申請者又はその配偶者である賃貸借契約書の写し
 - (4) 賃貸借住宅に係る賃借料の額が確認できる領収書等の写し
- (3) 加算要件の確認について
 - ア 孫ターン加算について
 - (ア) 補助対象者又はその配偶者の祖父母の住民票の写し(発行から3か月以内のものに限る。)
 - (イ) 祖父母との関係性が確認できる書類(補助対象者又はその配偶者の親の戸籍謄本又は戸籍抄本等 (発行から3か月以内のものに限る。))
 - (ウ) 補助対象者及びその配偶者が本市に居住したことがないことを確認できる戸籍の附票の写し等(発行から3か月以内のものに限る。)
 - イ 三世代同居等加算要件について
 - (ア) 三世代同居等となる親世帯の親の住民票の写し(発行から3か月以内のものに限る。)
 - (イ) 補助対象者又はその配偶者と親世帯の親の続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本(発行から3か月以内のものに限る。)
 - (ウ) 三世代同居等となる子育て世帯及び親世帯の住宅の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

高知市指令 第 号

様

高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付決定兼補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市UI孫ターン支援事業費補助金については、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、補助金額を確定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (3) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

高知市長様

住 所 請求者 フリガナ 氏 名

高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書

年 月 日付け 高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市UI孫ターン支援事業費補助金について、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込口座

振込先金融機関							銀行	信金	支	识
							農協	労金	支	所
		信組					出	張所		
	預金種別		普通				当座			
振込口座	口座番号							右詰で記入してください。)	
座	フリガナ	,	1							
	氏 名									

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状に署名してください(本人が手書きしない場合は、 記名押印してください。)。

委 任 状

私(請求者)は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任します。

請求者 住所

氏名

備考

- 1 振込は、高知市UI孫ターン支援事業費補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書を提出した日から1か 月程度かかります。
- 2 ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名(漢数字3桁)と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では振 込ができません。